

国立大学法人島根大学と社会福祉法人島根県社会福祉協議会との 連携協力に関する協定書

国立大学法人島根大学(以下「島根大学」という。)と社会福祉法人島根県社会福祉協議会(以下「島根県社協」という。)は、地域社会の発展に寄与するため、相互が連携することに合意し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、島根大学と島根県社協の双方が所有する人的・物的資源を活用し、地域福祉の推進などの諸分野において連携・協力することで、安全・安心な暮らしができる地域社会の形成に貢献するとともに、地域住民との交流等を通して地域社会に貢献できる学生の人材育成に資することを目的とする。

(協力事項)

第2条 前条の目的を達成するため、島根大学と島根県社協は次の各号に定める事項について、互いに連携・協力する。

- (1) 人材育成に関する事項
- (2) 地域貢献・ボランティア活動に関する事項
- (3) 広報及び情報提供に関する事項
- (4) その他両者が協議して必要と認める事項

(協議)

第3条 この協定書の実施に関し、連携協力の細目等の具体的な事項については、両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

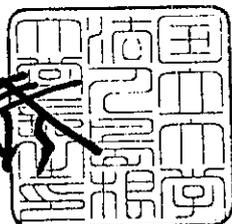
第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。

ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、両者いずれからも改廃の申し入れがないときには、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、各自その1通を保有する。

平成26年7月2日

国立大学法人島根大学
島根大学長

社会福祉法人島根県社会福祉協議会
会長

